

令和4年度 第2回豊川市都市計画審議会議事録

1 日時

令和5年1月20日（金） 午前10時00分～午前11時00分

2 会場

豊川市役所 議会協議会室

3 議案

【諮問議案】

第1号議案 東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）の変更について（愛知県決定）

第2号議案 東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）の変更について（愛知県決定）

4 出席委員【15名】

(1) 市都市計画審議会条例第3条第2項第1号委員

大貝彰 浅野純一郎 駒木伸比古 生田京子 長谷川完一郎 権田展健

田中みや子 林昌宏 伊藤喜久子 篠崎邦江 大桑兌行 各委員

(2) 市都市計画審議会条例第3条第2項第2号委員

星川博文 中村直巳 各委員

(3) 市都市計画審議会条例第3条第3項委員

近藤賢 高橋秀明 各委員

5 傍聴者数

3名

6 諮問依頼者

豊川市長 竹本幸夫

7 事務局及び議案説明者

市 長 竹本幸夫

都市整備部長 増田孝道

都市整備部次長 田上昭彦

都市計画課 松本課長 大高課長補佐 伊藤計画係長

下平技師 浅野主事 安藤主事

東三河建設事務所 丹羽課長補佐 近田主任 吉井技師

【午前10時00分 開会】

1 開会

(事務局：課長補佐)

みなさん、おはようございます。定刻となりましたのでただ今より、「令和4年度第2回豊川市都市計画審議会」を開会させていただきます。私は事務局の都市計画課大高でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、事務局からのお願いでございますが、多数の感染者が出ております新型コロナウイルス感染拡大防止対策といたしまして、本審議会におきましても、一定の距離をとること、マスクを着用すること、換気をする、できる限り時間を短縮することなどの対策を講じてまいりたいと思いますので、委員の皆様にもご理解、ご協力をお願いいたします。また、本日の審議会の傍聴につきましては、隣室で音声のみとしております。よろしくお願いいたします。以後は、着座にて説明させていただきます。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

次第1「審議会の開会」にあたりまして定足数の確認を行います。本日は委員の皆様全員にご出席いただいておりますので、豊川市都市計画審議会条例第7条第2項の規定を満たし、本審議会が成立することをご報告申し上げます。

続いて次第2に移りまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長あいさつ

(市長)

皆さん、おはようございます。豊川市長の竹本です。

本日、本年度第2回目の都市計画審議会に大変お忙しい中、多くの皆さんにお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、審議会委員の皆様におかれましては、都市計画審議会委員としてのみならず、多方面に渡り本市行政にご尽力いただいておりますこと心から感謝申し上げます。

ここで、豊川市が本年6月1日に市制施行80周年を迎えるものですからそちらのPRもさせていただきます。

豊川市は、前回の国勢調査でも人口が増えております。またこの4月にはイオンモール豊川もオープンすることから非常に元気があるという評判を得ております。そのような中で、先ほども申し上げたように6月1日には市制施行80周年を迎えるわけですが、このコンセプトは「もっと元気な豊川を目指す80周年」、キャッチフレーズは「もっと、ずっと、豊川。」でございます。今後100を超える事業を展開してまいりますのでどうかよろしくお願いいたします。

そして、当審議会に関わりのある事業で申し上げますと、まず赤塚山公園ですが、これは市制施行50周年の時に出来上がったものですからもう既に30年が経過しました。三か年をかけて駐車場の整備や今年度、水の広場には噴水設備、そしてPark-PFI方式による株式会社イトコーさんの飲食物販施設の提供、そして昆虫の森には大型遊具、このようなものも設置していく考えでございます。また、このすぐ北側の豊川公園では、今年度キュパティーノ広場の改築や、二か年かけて12面のテニスコートも整備していく予定であります。さらにテニスコート跡には、芝生広場や駐車場等をその北側に整備して、より魅力のある公園としてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。また、イオンモールの関係でございますが、渋滞緩和対策として、三か年かけて交差点改良や道路の拡幅等の工事を実施してきました。費用としては15億4,000万円ほどかかっておりますが、これは雇用の創出などにつながるなどメリットの大きいことだと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。さらに、その隣接の企業の跡地には大和ハウス工業株式会社さんによる電線地中化、太陽光発電を設けた新しい街並みができるわけでございます。これも本市の人口増に充分つながると思います。豊川市は今後も、この80周年を節目として頑張っていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日の案件でございますが、いずれも愛知県決定の案件でございます。第1号議案としては東三河ふるさと公園の変更、第2号議案としては豊川流域下水道の変更でございます。そして今年度は、第3回目の都市計画審議会を予定しております。3月下旬の実施となり、内容はJR愛知御津駅周辺の都市計画変更です。3月の開催ということで、年度末の大変忙しいときになるかと思いますが、本市の発展に欠かせない案件でございますので、どうかご出席のほうよろしくお願いいたします。なお、私はこのあと他に公務がございますので、これで退席させていただきますが、皆様方に慎重審議をお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。

本日はどうかよろしく願いいたします。

(事務局：課長補佐)

それでは、ここでお手元の配布資料について確認させていただきます。

本日の次第がA 4版の片面、それから委員名簿、配席表、ホッチキス左止めの審議会資料の冊子と、右肩に説明資料1～4と記載してありますA 3版資料、最後にA 4冊子の都市計画審議会関係法令となります。過不足等はありませんでしょうか。

事務局からの事前の説明は以上でございます。それでは、ここからは大貝会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

はい、皆さんおはようございます。会長の大貝です。今日もこの審議会が円滑に運営されますよう努めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

3 議事録署名人の指名

(会長)

続きまして、次第3「議事録署名人の指名」を行います。運営細則第9条第2項の規定で、「議長が出席した常任委員のうちから2人を指名する」こととなっています。そこで、議事録署名人につきましては、星川委員と中村委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 議事

第1号議案 東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）の変更に
ついて（諮問）【愛知県決定】

第2号議案 東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）の変更について（諮問）
【愛知県決定】

（会長）

それでは、次第4「議事」に入ってまいりたいと思います。

市長から本審議会へ諮問されている第1号議案及び第2号議案は、いずれも愛知県が決定する都市計画となります。愛知県から本日の変更案に係る市への意見照会を受け、事前に市長から本審議会に「諮問」されております。進行としましては、それぞれの議案につきまして事務局から説明を受け、質疑応答の後に異議の確認を行います。

それでは、第1号議案「東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）の変更について」事務局から説明をお願いします。

第1号議案 説明

（事務局：都市計画課長）

都市計画課長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）の変更について」ご説明します。

お手元「審議会資料」の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。
「変更する都市計画の概要」として、

（1）都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）です。

（2）位置は、東三河ふるさと公園で、所在地の代表地番は豊川市御油町滝ヶ入11-2です。

（3）面積は、約175.0haです。

(4) 決定権者は、愛知県となります。

(5) 変更内容の概略ですが、茂松城跡の区域を追加する等、郷土の歴史や文化を後世に継承し公園機能の充実を図るため一部区域を追加するとともに、境界の整正に伴う公園区域の一部追加及び削除を行うものです。

(6) 変更理由は、東三河ふるさと公園の南東部に位置する茂松城跡について、既決定区域と一体的に公園区域とすることで、周辺の自然的環境の保全を図ることが可能になること。また、公園の東部を南北に通る都市計画道路（3・4・54号国府赤根線）事業と整合を図ること、当初定めた都市計画図書と現地調査との照合により公園区域の整正を行うことから公園区域を変更するものです。

1枚おめくりいただき、2ページをご覧ください。(7) 位置図となります。東三河ふるさと公園の位置は赤い丸で囲った部分です。(8) から(10)につきましては、法定の計画書等を掲載しておりますが、詳細については、A3版の説明資料1及び説明資料2に沿ってご説明いたします。なお、このA3版の説明資料につきましては、愛知県が令和4年8月に行いました説明会にて使用した資料を基にしたものとなっており、法定図書以外の解説も含めた資料となっています。審議会資料につきましては、説明資料と併せて、適宜ご確認ください。

それでは、説明資料1をご覧ください。

1枚目は「計画図」、2枚目以降は「計画付図」となります。赤線で囲った区域が変更後の東三河ふるさと公園となります。当公園は、本市西部の遠見山・新宮山周辺の丘陵地に位置し、良好な樹林地、三河湾の眺望といった資源を生かした県営都市公園です。黄色の部分が公園の削除区域、オレンジ色の部分が公園の追加区域です。

説明資料2をご覧ください。左下「2. 東三河ふるさと公園について」です。

東三河ふるさと公園は、良好な自然的環境の保全を図ると同時に、多様なレクリエーション活動、健康の増進、自然とのふれあいの場所を提供するため、広域公園として、平成6年度に都市計画決定され、平成7年度に事業が開始されました。そして平成18年3月に御油町側（北側）、平成21年3月に御津町側（南側）の供用を開始し、現在に至ります。

ページ右上「3. 上位計画の位置づけ」をご覧ください。

東三河都市計画区域マスタープランにおいては、赤枠内にあります、多様な世代の人たちが、健康づくりやスポーツ活動、自然とのふれあい、広域的な交流や情報発信を行うため、整備を促進する広域公園と位置づけられております。

ページ右下「4. 変更する都市計画について」をご覧ください。

説明資料1「計画図」と同様の図面となります。公園区域の変更内容については裏面をご覧ください。①茂松城跡の区域の追加、②隣接する都市計画道路事業との整合を図る区域の変更、③現地精査に伴う区域の変更、の3点となります。変更内容の詳細について理由を含め、それぞれご説明します。資料左側をご覧ください。

「①茂松城跡の区域の追加」についてです。公園南東部、御津高校の東側にある山には、鎌倉室町時代に茂松城という城があり、昭和44年に市指定史跡となりました。その土塁跡や井戸跡を含む、市指定史跡茂松城跡を既決定区域と一体的に公園区域とします。公園区域とすることで、周辺の自然的環境の保全を図ることができます。また、主郭や虎口部の平坦地を含む丘地形を生かしつつ、散策路を整備することで、郷土の自然環境や歴史・文化等の学習・体感ができる場を提供することが可能となり、歴史・文化資源と一体となった緑地の保全、公園機能の充実を図ることができます。以上のことから、図面のオレンジ色の部分、約0.76haを公園区域に追加します。

続いてページ右上をご覧ください。

「②隣接する都市計画道路事業との整合を図る区域の変更」についてです。公園東部には南北に都市計画道路（3・4・54号国府赤根線）が計画されており、起点である名鉄国府駅から国道1号と交差し、西部中学校までが供用済みとなっています。西部中学校から南の山間部は、トンネルにより施工し、上部を東三河ふるさと公園の一部として利用する予定です。この度トンネルの坑口の形状が固まったため、当該都市計画道路との整合を図り、約0.04haを公園区域から削除します。

続いてページ右下「③現地精査に伴う区域の変更」についてです。こちらにつきましては説明資料1と併せてご覧ください。当初定めた都市計画図書と現地調査との照合により、緑地の機能が神社としてすでに満たされている、説明資料1の左下「ナ」から「ナ1」の黄色の部分について、現地の境界に合わせて削除し

ます。また、区域界の現地精査の結果、公園区域の整正を行うため、合計約 0.48ha を公園区域から削除します。

以上のことから、東三河ふるさと公園の都市計画決定区域は約 174.8ha から約 175.0ha へ変更となります。

以上が東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）の変更の内容となります。

次に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。審議会資料にお戻りいただきまして、審議会資料の6ページをご覧ください。

令和4年8月18日に都市計画説明会を実施しております。説明会には、11名の参加をいただきましたが、ご意見はありませんでした。

その後、愛知県決定となるため、市から県への案の申出を行い、県から市への意見照会を経て、11月11日から28日まで都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を実施いたしました。縦覧は、市公園緑地課及び県公園緑地課の窓口で行い、縦覧者数は0名で意見書の提出はありませんでした。今後は、本日の審議会結果を踏まえ、愛知県からの意見照会に対する回答を行う予定です。その後、愛知県都市計画審議会にて審議がなされ、告示は3月下旬を予定しております。

以上が、東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）の変更についてのご説明となります。よろしくお願いいたします。

（会長）

どうもありがとうございました。それでは、ここからこの内容に関するご意見・ご質問を受けたいと思います。

何か、ご意見・ご質問はありませんか。

【質疑応答】

（A 委員）

一点確認させていただきますが、今回の公園は県営公園ということで諮問され

ており、一方で茂松城跡というのは市が指定する史跡ということですが、この茂松城跡の史跡としての指定範囲とその公園区分との関係というのはどのようになっているのか。区域を追加しているので従前より良くなることは理解できますが、管理主体が違うとはいえ両者の関係がよく分からないので、茂松城跡の史跡の範囲がどれくらいのもので、この公園の範囲とどのように関係しているのかを補足で説明していただけると分かりやすいと思います。お願いします。

(都市計画課長)

茂松城跡の史跡の指定区域としましては、説明資料2の裏面の①が拡大してあり分かりやすいですが、青字で茂松城跡と示されている上の部分に等高線が平たくなっているところがあるかと思います。そちらを中心に左側は御津高校手前のふるさと公園の境界のところ、右側につきましても今回オレンジ色で定めている辺りだということで、見づらいと思いますがちょうど山の部分ということになります。詳細については、後程、別の図面でご確認いただければと思います。

(会長)

今回の変更で、史跡の指定区域が覆われるという形になるということですか。

(都市計画課長)

はい、そのご理解で大丈夫です。実際現在のところは、この土地は個人所有の土地になっておりますので、特に整備がされているわけではなく、自然のまま井戸跡、土塁等が綺麗に残っているという状態となっております。

(A 委員)

分かりました。

(会長)

その他ご質問あるいはご意見でも構いませんがありましたらお願いします。

(B 委員)

はい。

(会長)

B 委員どうぞ。よろしくお願いします。

(B 委員)

井戸跡の写真が資料 2 の下側にあり、これは個人所有の土地ということですが、この井戸跡が保護されることはお考えになっっていますか。個人所有の土地で手が付けられない、または市の史跡として指定されているためこのように保護していますなどそのような方針はあるのでしょうか。

(愛知県東三河建設事務所職員)

愛知県東三河建設事務所の丹羽と申します。ご質問ありがとうございました。先ほどの質問の補足で、茂松城跡の指定はどこまでされているかという質問がありましたが、エリアの指定ではなくて場所だけの指定となっております。市としてはどこまでのエリアと定めていないと聞いております。また、今民地ということでこれからどのように整備していくかということですが、県営公園ですので県の方で用地買収をさせていただきたいと考えております。その上で、文化財の調査をすることになると思います。そうすることでどこまでが茂松城跡か分かるかと思います。

(B 委員)

ありがとうございました。

(A 委員)

先ほどの確認ですが、要するに境界が分からなくて発掘次第ではもっと広いかもしれないし狭いかもしれない。お城があったということで言葉としての指定であるという理解で良いですか。

(愛知県東三河建設事務所職員)

はい。

(A 委員)

現状よりは良くなるということですね。はい、分かりました。

(会長)

ありがとうございます。その他何かご質問やご意見があれば。

今回は特に県決定の案件で東三河ふるさと公園の区域の変更ということになります。特に問題が無ければ異議の確認に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

第1号議案 異議の確認

ご意見も無いようですので、異議の確認に移りたいと思います。

「審議会資料」の表紙をご覧ください。

愛知県決定案件の第1号議案「東三河都市計画公園（9・6・2号東三河ふるさと公園）の変更について」原案のとおり「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

（会長）

ありがとうございます。それでは、第1号議案については「異議なし」といたします。

それでは、次の議題に移ります。第2号議案は「東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）の変更について」です。こちらも愛知県決定となります。事務局から説明をお願いします。

第2号議案 説明

（事務局：都市計画課長）

それでは、第2号議案「東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）の変更について」ご説明いたします。

お手元「審議会資料」の7ページをご覧ください。「変更する都市計画の概要」としまして、

(1) 都市計画の種類及び名称は、東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）です。

(2) 決定権者は、愛知県となります。

(3) 変更内容の概略ですが、社会経済情勢の変化を踏まえ、接続する下水道の計画区域等の計画諸元を変更した結果、豊川浄化センターの用地縮小や下水管渠について二条化幹線管渠の一部を削除します。また、都市計画に定める管渠の対象を下水排除面積が1,000ha以上の区域を受け持つ管渠に変更します。さらに、三河港港湾計画の埋め立て計画との整合を図るため、放流管渠の吐口の位置を変更するものです。

(4) 変更理由は、豊川流域下水道は、昭和47年度に三河湾の水質保全を目的として計画され、昭和55年度に愛知県で最初の流域下水道として供用開始しましたが、昨今の社会経済情勢の変化を踏まえ、接続する下水道の計画区域等の計画諸元を変更した結果、豊川浄化センターについては施設計画を縮小することとしたため用地を一部削除します。また、下水管渠については、計画流入水量の減少に伴い、二条化幹線管渠を一部削除し、都市計画手続き簡素化のため、都市計画に定める管渠を下水排除面積が1,000ha以上の区域を受け持つ管渠に変更します。さらに、放流管渠について、三河港港湾計画の埋め立て計画との整合を図るため、吐口の位置を現在の位置に変更するものです。

1枚おめくりいただき、8ページをご覧ください。(5)位置図となります。(6)から(8)につきましては、法定の計画書等を掲載しておりますが、詳細については、A3版の説明資料3及び説明資料4に沿ってご説明します。なお、このA3版の説明資料につきましては、愛知県が令和4年3月に行いました説明会にて使用した資料を基にしたものとなっており、法定図書以外の解説も含めた資料となっています。審議会資料につきましては、説明資料と併せて、適宜ご確認ください。

それでは、説明資料3をご覧ください。

1枚目と2枚目は「総括図」でそれ以降は「計画図」となります。今回対象となるのは、豊川市、豊橋市の一部、蒲郡市の一部、新城市の4市の下水道を受け持つ豊川流域下水道です。

説明資料4をご覧ください。左下「2. 豊川流域下水道について」です。

豊川流域下水道は、昭和47年度に三河湾の水質保全を目的として計画され、昭和55年度に愛知県で最初の流域下水道として供用開始しました。右上をご覧ください。令和3年度末現在で豊川流域下水道に接続している区域の面積は約5,000haであり、その区域内の人口は約22万人です。現在整備済みの下水管渠は、東部幹線（豊橋市新西浜町から新城市石田まで）、西部幹線（豊川市御津町下佐脇から豊川市赤坂町まで）、御津幹線（豊川市御津町下佐脇から蒲郡市大塚町丸山まで）、豊橋幹線（豊川市小坂井町宮下から豊橋市瓜郷町前川まで）の4つの幹線管渠で、総延長は約35.7kmとなっています。また、この他にも下水管渠として東部第二幹線（新城市豊島から新城市野田まで）、東部第三幹線（豊川市谷川町から豊川市一宮町まで）、西部第二幹線（豊川市御津町下佐脇）、御津第二幹線（豊川市御津町赤根前浜から蒲郡市大塚町丸山まで）、放流管渠が都市計画としてあります。集めた汚水进行处理する豊川浄化センターは、三河湾に面した御津2区工業団地にあり、処理した汚水は三河湾に放流しています。

右下「3. 上位計画の位置づけ」をご覧ください。

東三河都市計画区域マスタープランにおいては、「本区域においては豊川流域下水道と関連する市の公共下水道、また市で個別の処理場を有する豊橋公共下水道、蒲郡公共下水道、田原公共下水道の計画区域があり、快適な水環境を創造するため整備を推進します。」とされています。また、「全県域汚水適正処理構想」において、本計画区域は下水道による整備区域に定められており、上位計画である「渥美湾等流域別下水道整備総合計画」においても、本計画区域は下水整備区域として位置づけられています。

ページ裏面「4. 変更する都市計画について」をご覧ください。

今回の変更内容としては、①豊川浄化センターの用地を一部削除、②二条化幹線管渠の一部削除、都市計画に定める対象を1,000ha以上の区域を受け持つ管渠に変更、③放流管渠の吐口の位置を変更、の3点です。

それでは「①豊川浄化センターの用地を一部削除」についてご説明します。基本計画の縮小に伴い、必要の無くなった豊川浄化センターの用地を削除します。基本計画というのは、都市計画や他の下水道に係る計画の基となる、将来を含めた豊川流域下水道の全体を示す計画のことで、将来人口の減少や水道使用量

の減少により、現在の都市計画を定めた時と比較すると計画流入水量が減少しています。変更前の面積は約 43ha ですが、黄色の部分（約 7ha）を削除することで変更後は約 36ha になります。削除する土地の一部は豊川市内（約 1ha）、残りは豊橋市内（約 6ha）です。

続いてページ右側をご覧ください。

「②二条化幹線管渠の一部削除、都市計画に定める対象を 1,000ha 以上の区域を受け持つ管渠に変更」についてです。計画流入水量の減少に伴い、設置の必要が無くなった二条化幹線管渠を都市計画から削除します。対象幹線は、東部第二幹線、東部第三幹線、西部第二幹線で、黄色で示しています。なお、東部第二幹線については、新城市内を起終点とするため、お手元の図面上には表示していませんが、説明資料 3 の 2 枚目でご覧いただけます。二条化幹線管渠とは、将来の水量の増加に対応するために増設する幹線管渠のことを言います。下水道の建設には時間がかかり、初めの頃は流れる量が少ないため断面積の大きな管渠を建設してしまうと、流れる速さが遅くなり、管渠が詰まりやすくなります。このため、初めに建設する管渠を小さくし、将来の水量が増えたときに二条化幹線管渠を増設することがありますが、途中で将来の水量が少なくなれば二条化幹線管渠を建設する必要がなくなります。

1 枚おめくりいただき、ページ左側をご覧ください。

下水管渠について、都市計画手続き簡素化のため、都市計画に定める管渠を 1,000ha 以上の区域を受け持つ管渠に変更します。国土交通省から示されている「都市計画運用指針」によると、主要な管渠を都市計画に定めることが望ましいとされ、その主要な管渠とは、処理水を放流するための主たる管渠と目安として 1000ha 程度以上の排水区域を担う管渠とされています。今回この指針に沿って変更を行います。なお、これは都市計画上の位置づけを無くすだけであり、下水道の計画から無くなるものではありません。都市計画から外す対象幹線は、東部幹線の豊川市豊津町より上流側、西部幹線の豊川市伊奈町より上流側、御津幹線の全線、御津第二幹線の全線で、図面上黄色で示しており、下水排除面積は 1,000ha 未満です。この対象幹線について都市計画の表示を無くします。

続いてページ右側をご覧ください。

「③放流管渠の吐口の位置を変更」についてです。過去の三河港港湾計画では、

豊川浄化センターのある御津２区工業団地の西側に埋め立ての計画があり、放流管渠の末端、すなわち吐口の位置を計画していました。しかし、現在の三河港港湾計画では、その埋め立て計画が無くなっており、放流管渠を沖合へ延伸する必要が無くなったため放流管渠を現在の位置までに変更します。図面上の黄色の部分までが現在の計画にある放流管渠ですが、これを赤色の部分までに変更します。下の図は、三河港港湾計画からの抜粋で、西側の埋め立て計画が無くなっていることがお分かりいただけたと思います。

以上が東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）の変更の内容となります。

次に、都市計画決定の手続きに関する経緯と今後の予定についてご説明いたします。審議会資料にお戻りいただきまして、審議会資料の１３ページをご覧ください。

令和４年３月２４日に都市計画説明会を実施しております。説明会には、２名の参加をいただきましたが、ご意見はありませんでした。

その後、愛知県決定となるため、市から県への案の申出を行い、県から市への意見照会を経て、１１月１１日から２８日まで都市計画法第１７条の規定に基づき縦覧を実施いたしました。縦覧期間中における縦覧者数は１名で意見書の提出はありませんでした。今後は、第１号議案でもご説明しました手続きと同様に、本日の審議会結果を踏まえ、愛知県からの意見照会に対する回答を行う予定です。その後、愛知県都市計画審議会にて審議がなされ、告示は３月下旬を予定しております。

以上が、東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）の変更のご説明となります。よろしくお願いいたします。

（会長）

どうもありがとうございました。それでは、ここから説明いただいた内容についてご意見・ご質問を受けたいと思います。

何か、ご意見・ご質問があれば挙手をお願いいたします。

【質疑応答】

(会長)

A 委員。

(A 委員)

はい。これも確認です。二条化幹線管渠という言葉が特殊ですが、要は送管が二本あるということですよね。少し分からなかったのが東部第二幹線、東部第三幹線、それから西部第二幹線が二条化幹線なので今回それを無くすということだと思うのですが、二条化幹線で残っているところはあるのでしょうか。

(愛知県東三河建設事務所職員)

御津第二幹線はまだ残す予定です。

(A 委員)

私の質問は、例えば東部第三幹線というのは黄色いラインで引かれていますが、これは東部第三幹線という二条化が計画されているラインの一部なのか全部なのかという話です。だから残る部分があるのかどうか。要は今でも西部幹線や東部幹線という名前がついていますが、これらの区間に二条化で残っている幹線があるのかなのかという確認です。削除される区間は分かりますが。

(会長)

質問の意図は分かりました。だから東部幹線であれば、東部第三幹線の削除される黄色いラインより下流はすでに二条化されているのかどうか。もしされているのであれば今後もそれは残るのかどうか。そういう意味合いですか。

(A 委員)

そういうことです。

(会長)

その辺の質問です。

(都市計画課長)

はい。説明資料４の裏面にあります、黄色で示しております東部第三幹線や西部第二幹線というところが都市計画決定されている全ての区域の延長となります。現在二条化幹線について整備はされていないということになります。

(会長)

今回削除する二条化幹線はまだ全て整備されていないものですか。

(都市計画課長)

整備されていません。

(会長)

青いラインで示されているところは全て整備済みですか。

(都市計画課長)

整備済みです。

(A 委員)

青色が計画の全体ということじゃないのですか。整備されていないものも含めて。このうちの黄色の部分の二条化が今回無くなるということであれば理解できます。それでいいですね。

(愛知県東三河建設事務所職員)

いろいろな資料があって分かりづらいと思いますが、見ている資料②の右側をご説明します。それについて黄色の二条化は整備されておりませんし今後も整備する予定はありませんので削除させていただきますということです。

(A 委員)

このうちの御津第二幹線はまだ整備されていないけども二条化の中では唯一残るということですね。

(愛知県東三河建設事務所職員)

そういうことです。

(A 委員)

分かりました。

(B 委員)

御津幹線は残るわけですね。二条化はされないけど残るのですか。

(愛知県東三河建設事務所職員)

御津第二幹線について計画は残します。蒲郡市側の人口の状況によっては整備することになります。

(B 委員)

もうひとついいですか。資料４の３ページ目の都市計画に定める管渠を下水排除面積が１，０００ha以上の区域を受け持つ管渠に変更するというのは、もともと１，０００ha以上にはなっていたのですよね。もともとの計画として１，０００ha以上になっていたけど、第二幹線を減らしても１，０００ha以上受け持つことができるという意味ですか。

(愛知県東三河建設事務所職員)

まず、１，０００haというルールができたのは１０年程前に国から通知が出てからです。今回のものは昭和の頃に都市計画しましたので、その時点では県が整備する全ての幹線管渠については都市計画に位置付けようということになっていました。その後１０年程前に簡略化してもよいことになったので今回簡略化することです。つまり二条化とは直接関係ありません。ふたつのことをひとつにまとめさせていただいているので分かりづらいかと思います。

(会長)

今回手続きを簡素化するために１，０００ha以上の区域を受け持つものだけを都市計画に定めるといように変更するということですよ。

(愛知県東三河建設事務所職員)

その通りです。

(B 委員)

第二幹線管渠を減らしても 1, 0 0 0 ha 以上あるので大丈夫という意味で 1, 0 0 0 ha 以上という言葉が出ているということですか。

(愛知県東三河建設事務所職員)

少し混乱されていると思いますが、1, 0 0 0 ha というのは面積の話で、二条化は面積というよりも水の量です。人口が思うように増えなかったとか一人当たりの水道使用量が減少したとかそのような意味で水が減ったので二条化の計画を削除しますということです。繰り返しますが手続きの簡略化のため 1, 0 0 0 ha 未満のものは都市計画の位置づけから外す。水が思うように入ってなくなることが分かりましたので二条化の部分を減らしますということです。

(会長)

よろしいですかね。

(B 委員)

はい。

(会長)

普段我々が下水道施設に関してはほとんど接することはないので、なかなか分かりづらいところはあると思いますが、我々の都市での生活を支える重要なインフラで、それを適切に整備・管理していくという観点から今回このような変更がなされるということだと思います。

その他ご質問やご意見があればお伺いしますがいかがでしょう。

第 2 号議案 異議の確認

はい、特にご意見も無いようですので、異議の確認に移りたいと思います。

「審議会資料」の表紙をご覧ください。

愛知県決定案件の第2号議案「東三河都市計画下水道（豊川流域下水道）の変更について」原案のとおり「異議なし」として回答してよろしいでしょうか。

【異議なし】

（会長）

ありがとうございます。それでは、第2号議案についても「異議なし」とします。

これで本日の議案審議は終了いたしました。その他事務局から連絡があれば、お願いいたします。

5 連絡事項

（事務局：課長補佐）

ご審議ありがとうございました。事務局からですが、冒頭の話にもありましたとおり今年度、第3回目の都市計画審議会を予定させていただいております。日時は令和5年3月23日（木）の10時30分からこの場所で予定しております。本来委員の皆様のご都合等を調整の上、日時を決定すべきところではございますが、諸々の都合により第3回につきましては事務局で日時を決定させていただいております。内容は、JR愛知御津駅周辺関連の都市計画変更についてです。年度末の大変ご多忙な時期だとは存じますが、ご出席につきましてご配慮のほどよろしくお願いいたします。

事務局からはこの一点でございます。

6 審議会の閉会

（会長）

それでは、これをもちまして本日の都市計画審議会を閉会といたします。委員

の皆様、どうもご協力をありがとうございました。